

中期財政計画

計画期間 平成 20 年度から平成 27 年度



平成 20 年 12 月

～青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち～

浜田市

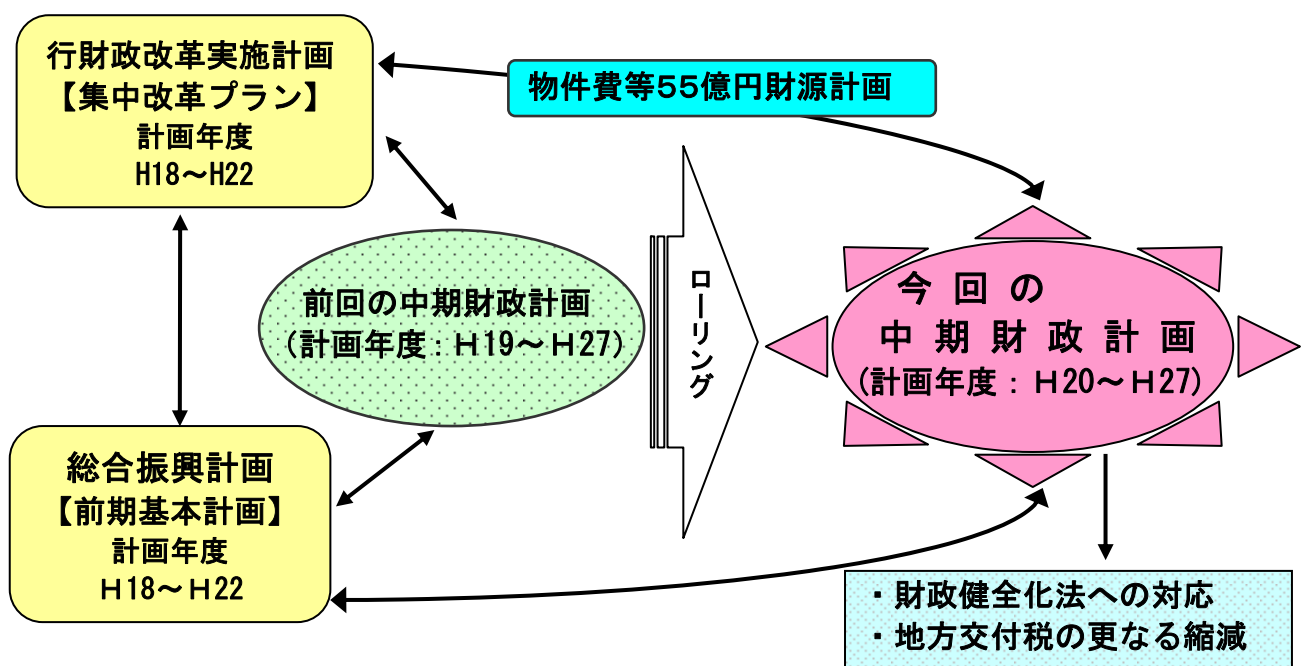
目次



1	策定にあたって1
2	計画の基本的事項2
3	推計の前提条件	
	歳入3
	歳出5
4	財政計画	
	収支・基金内訳9
	財政指標9
	歳入内訳10
	歳出内訳10
5	財政計画の分析（総括）11
6	主要事業13
7	用語解説16
<参考>	浜田市行財政改革の取組状況24

1 策定にあたって

- 昨年ローリングした財政計画は、平成19年度の当市における地方交付税等の大幅縮減などの厳しい財政状況に加え、50年ぶりに改正された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）への対応を主たる要因として策定したものです。具体的には、財政健全化法の健全化判断比率の一つである「実質公債費比率」が25.0%（平成18年度決算）となり、早期健全化基準を超える危険水域にあることを踏まえ、地方債の繰上償還や投資的経費の縮減等を行っております。また、当市独自の要因である島根あさひ社会復帰促進センター建設等の税込増などを盛り込んだところです。
- 今回の財政計画は、引き続き「浜田市行財政改革実施計画（集中改革プラン）」及び「浜田市総合振興計画・前期基本計画（5年間）」との整合性を図るとともに、平成20年11月に公表しました「物件費等55億円財源計画」に基づき、その具体的項目の削減額を反映したことが最大の特徴であります。従前の財政計画においては、類似団体との乖離を是正するため単なる目標値として物件費、補助費等を削減しており、この具体化が大きな課題となっておりました。今回はこの解決を図ることで財政計画の実現可能性を高めることができたところです。
- また、想定していたこととはいえ、平成19年度決算では「実質公債費比率」が、25.1%と財政健全化法の早期健全化段階（黄信号）となり、県下8市でも最下位となっております。このことを危機的問題と捉え、今回の財政計画においても昨年同様、早期是正に向けた取り組みを盛り込んでおります。
- なお、計画期間については、合併時の建設計画及び現在策定中の公債費負担適正化計画が平成27年度までとなっていることから、平成20年度を基準に計画期間を平成27年度までの8年間としております。



2 計画の基本的事項

(1) 計画期間

平成20年度から平成27年度までの8年間

(2) 対象会計区分

普通会計

- | |
|--|
| ●一般会計
+
●住宅新築資金等貸付事業特別会計（繰入金及び繰出金調整） |
|--|

(3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計

(4) 行財政改革

削減影響額については、浜田市行財政改革実施計画（集中改革プラン）との整合性を図る

物件費、補助費等を平成27年度までに類似団体並とする（削減額：5.5億円）ための具体的方策を決定した物件費等5.5億円財源計画の具体的項目の削減額を反映させた

(5) 公債費負担適正化計画

公債費負担の平準化及び起債制限比率等の改善を図るために平成18年度策定

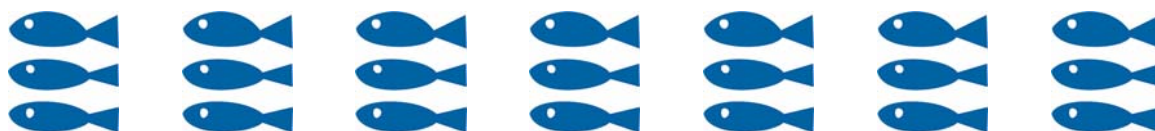
財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、地方債の一部について繰上償還を実施（平成19年度～平成21年度）

(6) 地域振興基金による繰替運用等

財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、平成18年度、平成19年度にそれぞれ1.5億円の長期繰替運用を実施（総額3.0億円）

(7) その他

基準となる平成20年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する



3 推計の前提条件

歳入

(1) 地方税

《個人市民税所得割》

- ① 景気悪化・人口減を考慮し、平成21年度を5%減、それ以降は毎年1%の減とする。
- ② 島根あさひ社会復帰促進センターに伴う増収分を見込む。

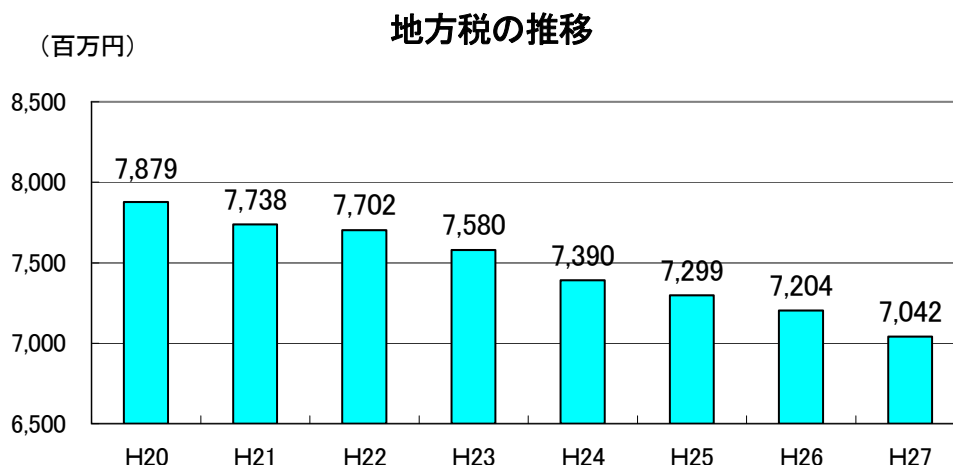
(平成21年度～)

《固定資産税》

- ① 家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む(平成21年度～)。
- ② 償却資産は三隅火力発電所の影響額を反映する。
- ③ 島根あさひ社会復帰促進センターに伴う家屋の増収分(平成21年度～)、風力発電設備に伴う償却資産の増収分(平成22年度～)を見込む。

《法人市民税法人税割》

景気悪化を考慮し、平成21年度を5%減とする。



(2) 地方交付税

《普通交付税》

- ① 人口減による影響額を減じる(毎年2千2百万円程度)が、平成22年の国勢調査人口は、自然減3,000人を島根あさひ社会復帰促進センターによる増でカバーする。
- ② 基準財政需要額の個別算定経費(公債費算入分及び事業費補正を除く)は、

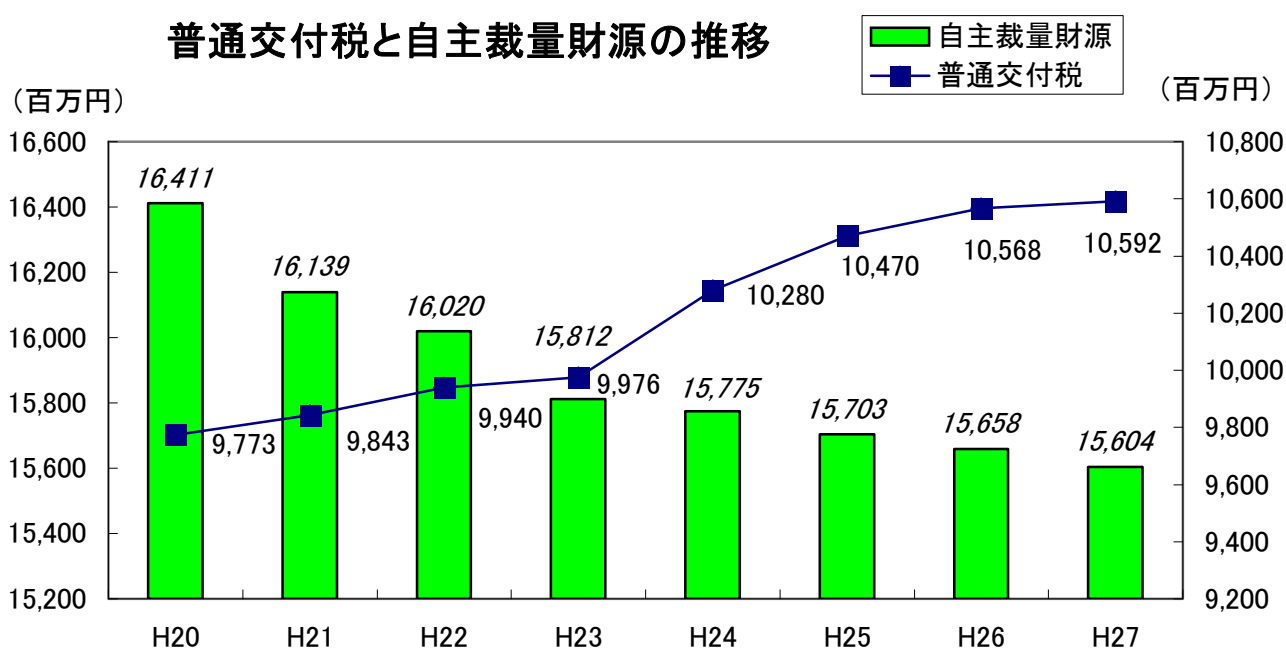
1%減（1億1千万円程度）とする（平成21年度～平成22年度）。包括算定経費は、平成21年度、平成22年度を4%減（1億1千万円程度）とし、平成23年度を3%減（8千万円程度）とする。

- ③ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。
- ④ 平成20年度に創設された地方再生対策費（3億4千万円程度）は継続されることを前提に推計する。

《特別交付税》

通常ベースを3.9%減の12億5千万円とする。

普通交付税と自主裁量財源の推移



(3) 国県支出金

道路特定財源の一般財源化の問題等、国の動向が不透明なため、現行制度が継続するものとして推計するが、国庫補助金のうち合併補助金については、平成21年度以降はゼロ（留保額3千万円）とする。

(4) 使用料及び手数料

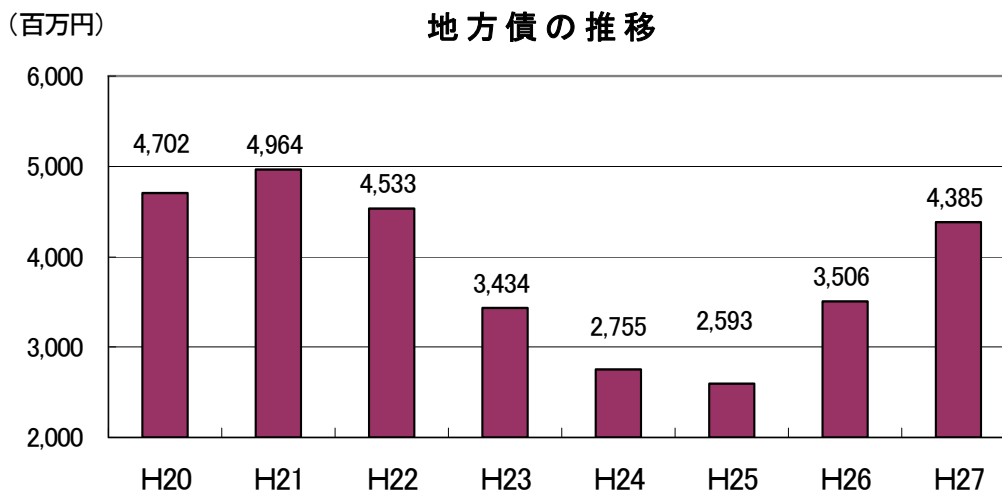
平成21年度からごみ処理手数料で4千1百万円程度、平成23年度から不燃ごみ投入手数料等その他の手数料で2千2百万円程度の増収とする。（55億円財源計画）

(5) 地方債

- ① 現行の地方債制度により推計する。

合併特例債等の交付税措置が手厚い地方債（優良債）を可能な限り活用することとし、過疎対策事業債の発行については平成21年度限りとする。

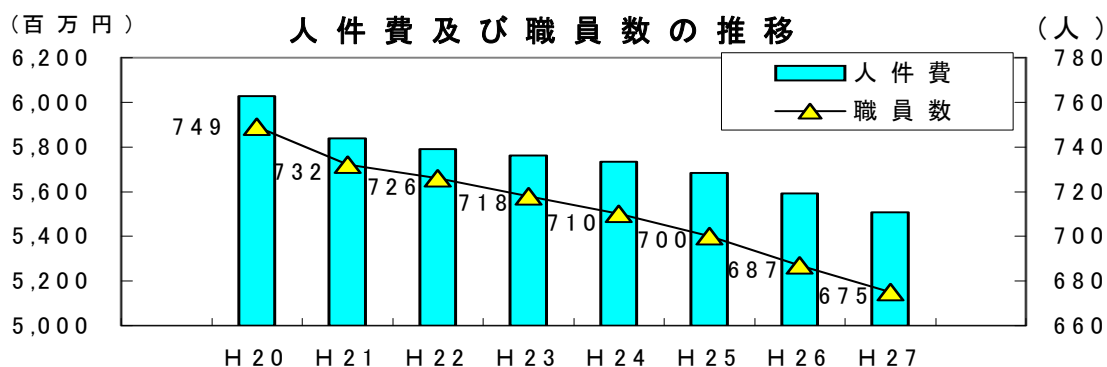
- ② 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため総額抑制を図る。



歳 出

(1) 人件費

- ① 議員報酬 平成17年10月～平成21年9月 定数特例36人
平成21年10月以降 条例定数28人
- ② 特別職報酬 市長、副市長、収入役、教育長、自治区長4人
(収入役は平成21年まで)
- ③ 職員給与費 消防職を除く職員について、退職者数の3分の1採用
平成20年4月1日 = 749人
平成27年4月1日 = 675人
- ④ 職員人件費の適正化
財政状況による職員人件費の削減及び合併により生じた職員間の不均衡の是正のため、平成19年1月より現給保障の原則廃止、在職者調整及び平成19年1月昇給期における昇給幅の1号給抑制等を実施した。(総額として3%カットに相当)
なお、時間外勤務手当についても年間25%カットを目標に削減を図る。
- ⑤ 5.5億円財源計画
具体的な項目の積み上げとして毎年度縮減を行なう。
(平成20年度から平成27年度までの総額：5億3千万円程度)



(2) 物件費

5.5億円財源計画に従い、具体的項目の積み上げとして毎年度縮減を行なう。（平成20年度から平成27年度までの総額：1.8億3千万円程度）

(3) 扶助費

毎年度、一般財源ベースで1%増と想定する。

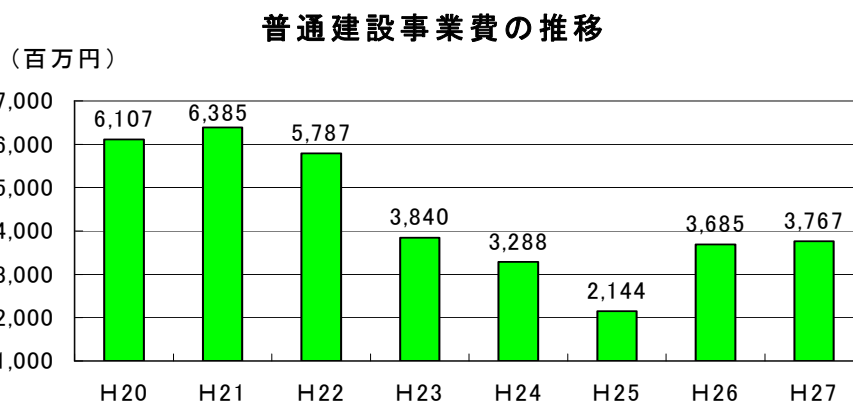
平成21年度から養護老人ホームを特定施設入居者生活介護事業所、特別養護老人ホームへ転換することにより、総額4億8千万円程度縮減する。（5.5億円財源計画）

(4) 補助費等

5.5億円財源計画に従い、具体的項目の積み上げとして毎年度縮減を行なう。（平成20年度から平成27年度までの総額：1.1億5千万円程度）
また、各種補助金・交付金については、平成19年度から実施している外部委員による行政評価を行う中で具体的な見直しを図る。

(5) 普通建設事業費

- ① 合併協議により、主要5事業、政策調整枠、自治区事業に分類し、各年度に実施事業の具体化を行う。
- ② 昨年度ローリングした財政計画において、平成20年度以降の「自治区枠」について、22.2%削減（新市建設計画で換算すると10年間で15%削減）し、合併前の概ね6割程度の事業規模に縮減している。

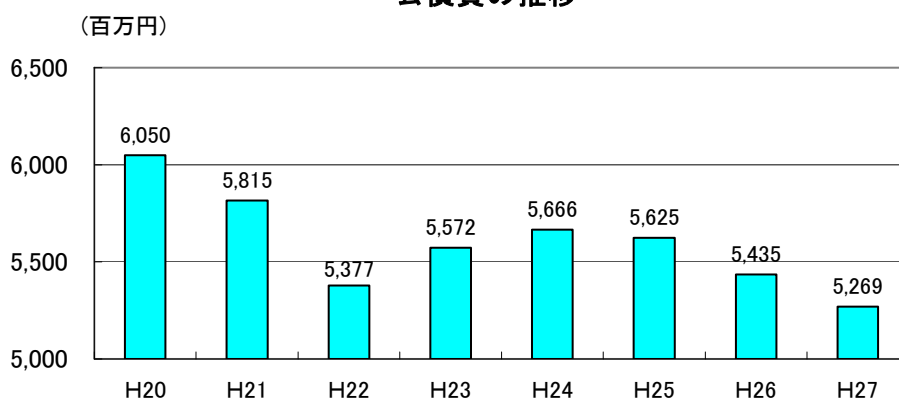


(6) 公債費

利率については平成20年度以降2.9%とし、財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るために平成19年度から3ヶ年の繰上償還を行なう。

平成19年度	7億5,258万円	
平成20年度	2億3,909万円	
平成21年度	2億6,853万円	合計 12億6,020万円
(参考：簡易水道事業債の繰上償還)		
平成19年度	9,492万円	
平成20年度	1億8,306万円	
平成21年度	1億2,872万円	
(参考：土地開発公社に係る債務負担の繰上償還)		
平成19年度	3億1,229万円	
(参考：金城町開発公社に係る債務負担の繰上償還)		
平成19年度	3億6,200万円	総合計 23億4,119万円

公債費の推移



(7) 積立金

- ① 合併特例債を活用したまちづくり振興基金積立金を以下のとおりとする。
 - 平成18年度～平成20年度 毎年1億円の積立
 - 平成21年度～平成24年度 毎年3億円の積立
 - 平成25年度～平成26年度 毎年5億円の積立
 - 平成27年度 5億1千5百万円の積立
- ② 地域振興基金の繰替運用戻しに係る積立を行なう。
 - 繰替運用額 (平成18年度：15億円、平成19年度：15億円)
 - 積立 (基金への返済) 額
 - 平成20年度～平成24年度 元金15億円 (毎年3億円)
 - 利子450万円
 - 平成25年度～平成27年度 元金15億円
 - (平成25年度：3億円)
 - (平成26年度、平成27年度：6億円)
 - 利子4,920万円

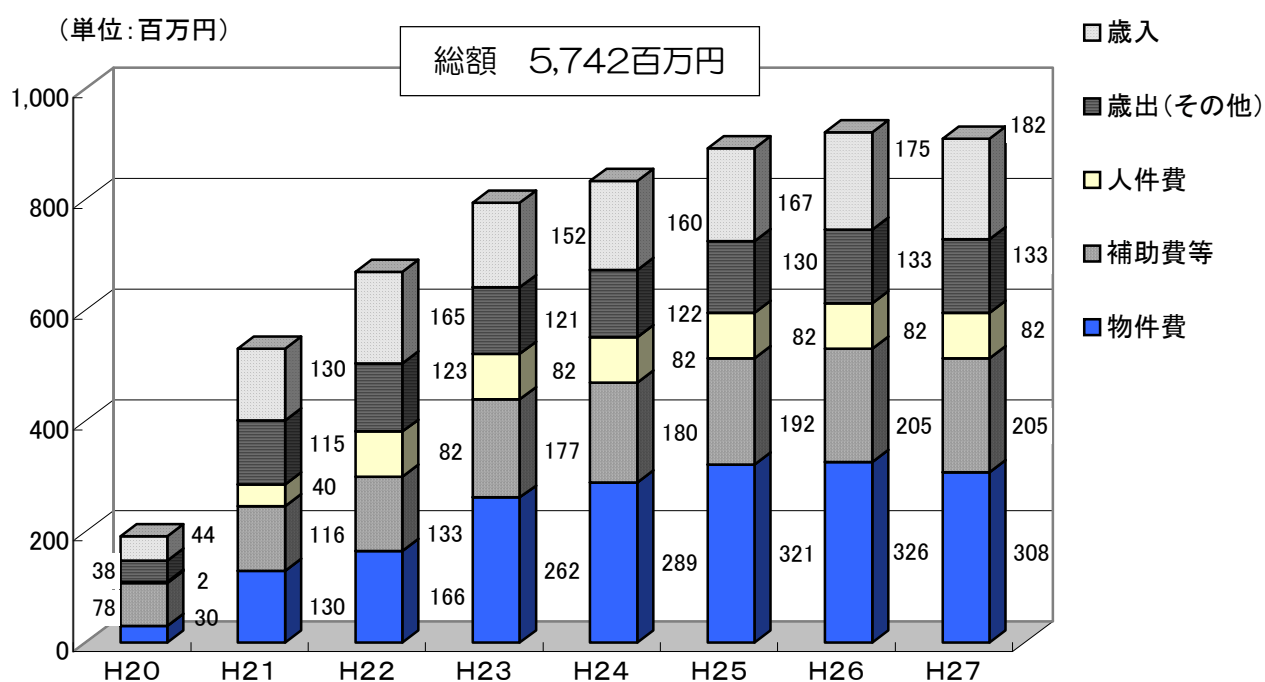
(8) 繰出金

- ① 下水道事業、簡易水道事業に係る繰出金は積上げ方式により推計する。
- ② 介護保険は法改正及び受給者の伸び等による影響額を具体的に見込むとともに、国民健康保険、後期高齢者医療に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ③ 環境保全公共下水道事業（国府処理区2期工事）の着工時期の見直しに伴う影響額を反映する。
- ④ 農業集落排水事業（今福処理区、木田処理区）の事業着手の先送りに伴う影響額を反映する。
- ⑤ 55億円財源計画を反映させる。
（平成20年度から平成27年度までの総額：4億1千万円程度）

55億円財源計画の概要

（単位：百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
物件費	30	130	166	262	289	321	326	308	1,832
補助費等	78	116	133	177	180	192	205	205	1,286
人件費	2	40	82	82	82	82	82	82	534
歳出(その他)	38	115	123	121	122	130	133	133	915
歳入	44	130	165	152	160	167	175	182	1,175
計	192	531	669	794	833	892	921	910	5,742



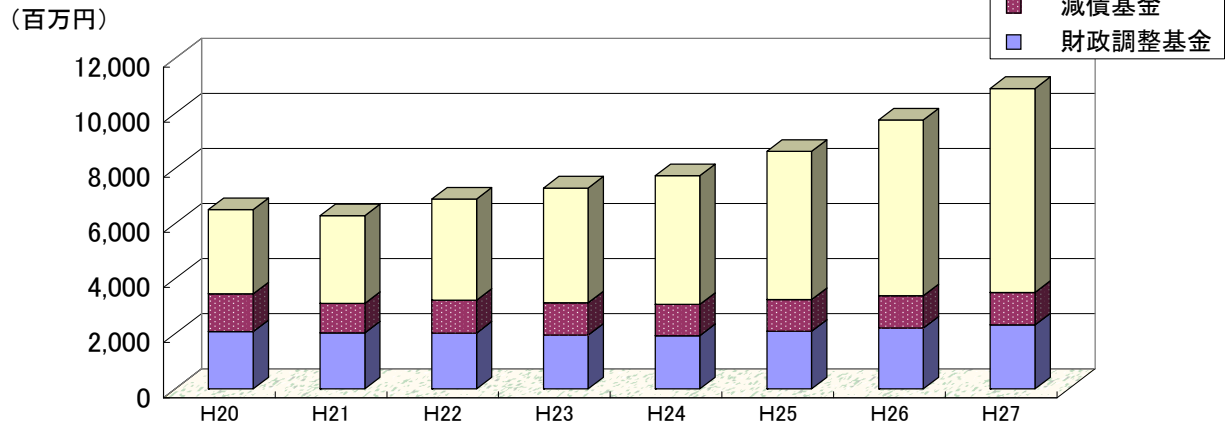
4 財政計画

【第1表 収支・基金内訳】

(単位:百万円)

項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳入総額	33,783	33,482	32,575	30,907	30,452	29,541	31,051	30,964
歳出総額	33,783	33,482	32,575	30,907	30,452	29,541	31,051	30,964
基金年度末現在高(普通会計)	6,515	6,295	6,898	7,295	7,748	8,622	9,766	10,909
財政調整基金	2,083	2,035	2,031	1,954	1,939	2,091	2,208	2,330
減債基金	1,368	1,072	1,193	1,174	1,135	1,155	1,176	1,177
特定目的基金	3,064	3,188	3,674	4,167	4,674	5,376	6,382	7,402

基金残高の推計

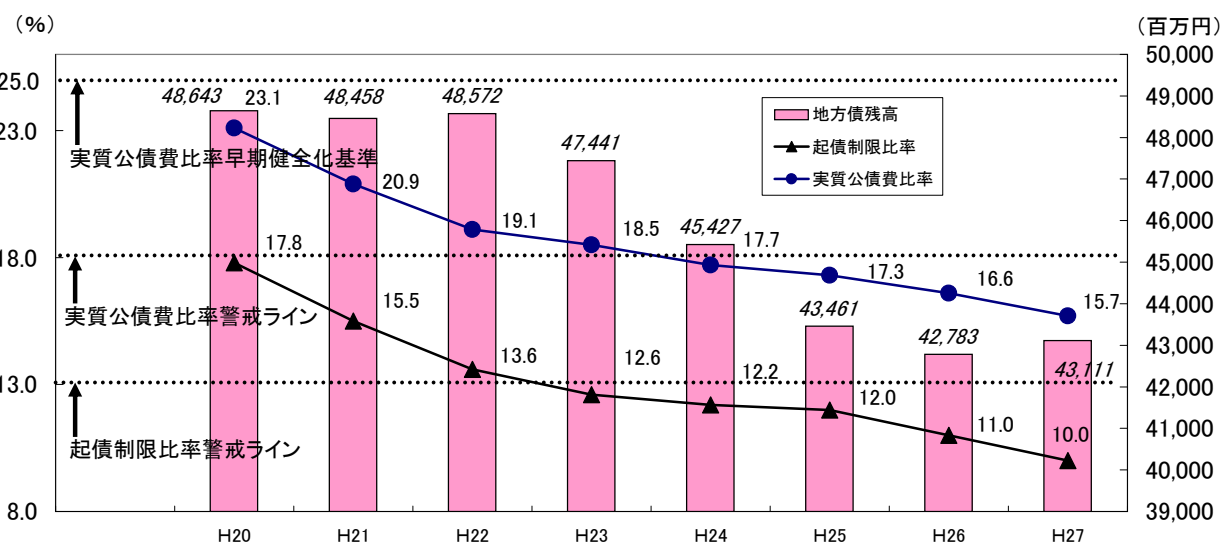


【第2表 財政指標】

(単位:百万円・%)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
標準財政規模	18,595	18,638	18,634	18,555	18,679	18,783	18,791	18,660
財政力指数	0.427	0.420	0.410	0.405	0.398	0.391	0.383	0.378
経常収支比率	90.8	90.5	90.5	92.5	92.5	90.1	89.5	90.1
起債制限比率	17.8	15.5	13.6	12.6	12.2	12.0	11.0	10.0
実質公債費比率	23.1	20.9	19.1	18.5	17.7	17.3	16.6	15.7
地方債残高	48,643	48,458	48,572	47,441	45,427	43,461	42,783	43,111

財政指標の推移



【第3表 歳入内訳】

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	7,879	7,738	7,702	7,580	7,390	7,299	7,204	7,042
うち 市民税	2,952	2,860	2,838	2,817	2,796	2,775	2,755	2,734
固定資産税	4,383	4,331	4,318	4,220	4,053	3,985	3,913	3,772
地方譲与税、各種交付金	1,405	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
普通交付税	9,773	9,843	9,940	9,976	10,280	10,470	10,568	10,592
うち 基準財政収入額	6,926	6,851	6,774	6,686	6,550	6,484	6,415	6,299
基準財政需要額	16,706	16,694	16,714	16,662	16,830	16,954	16,983	16,891
特別交付税	1,300	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
使用料、手数料	527	558	564	586	586	586	586	585
国、県支出金	5,093	5,193	5,387	4,706	4,902	4,153	4,572	3,926
繰入金	1,247	945	142	366	291	199	194	194
地方債	4,702	4,964	4,533	3,434	2,755	2,593	3,506	4,385
うち 合併特例債(建設事業分)	2,186	2,396	3,249	2,275	1,532	979	1,639	2,979
合併特例債(基金造成分)	95	285	285	285	285	475	475	489
過疎・辺地対策事業債	1,476	1,346	51	56	46	76	126	76
臨時財政対策債(可能額)	758	758	758	758	758	758	758	758
その他の収入	1,857	1,563	1,629	1,581	1,570	1,563	1,743	1,562
歳入合計	33,783	33,482	32,575	30,907	30,452	29,541	31,051	30,964

【第4表 歳出内訳】

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	6,028	5,839	5,790	5,763	5,733	5,684	5,592	5,508
うち 議員報酬手当	188	174	147	147	147	147	147	147
特別職給与	77	72	67	67	67	67	67	67
職員給(退職者の1/3採用)	3,852	3,720	3,720	3,701	3,681	3,646	3,573	3,512
職員数(企業職除く)	749	732	726	718	710	700	687	675
物件費	3,584	3,495	3,470	3,385	3,369	3,319	3,278	3,260
55億円財源計画効果	△ 30	△ 100	△ 36	△ 95	△ 27	△ 32	△ 5	17
扶助費	4,685	4,664	4,711	4,758	4,805	4,854	4,902	4,951
補助費	2,537	2,493	2,588	2,544	2,509	2,471	2,431	2,423
55億円財源計画効果	△ 79	△ 37	△ 17	△ 43	△ 3	△ 12	△ 14	1
普通建設事業費	6,107	6,385	5,787	3,840	3,288	2,144	3,685	3,767
主要5事業	1,886	1,919	1,039	135	135	139	917	2,400
政策調整枠等	383	1,102	1,176	872	1,252	569	1,264	119
自治区事業	3,838	3,364	3,572	2,833	1,901	1,436	1,504	1,248
公債費	6,050	5,815	5,377	5,572	5,666	5,625	5,435	5,269
繰上償還額(含特別会計等)	422	397						
繰上償還影響額	△ 448	△ 440	△ 393	△ 337	△ 277	△ 188	△ 183	△ 114
積立金	680	715	734	754	734	1,065	1,328	1,327
繰出金	3,265	3,367	3,407	3,579	3,637	3,669	3,691	3,750
その他	847	709	711	712	711	710	709	709
歳出合計	33,783	33,482	32,575	30,907	30,452	29,541	31,051	30,964

5 財政計画の分析（総括）

- 当市の財政運営の最重要課題は、合併効果や行財政改革効果を最大限に活用して構造的収支不足を早期に解消することにあります。

具体例として

∴合併特例債の有効活用

∴組織のスリム化等による人件費・物件費等経常経費の削減

- 加えて、財政健全化法の施行に伴う財政対策が必要となりました。この健全化判断比率の一つである実質公債費比率については、平成19年度決算で25.1%という非常に厳しい数値となり、早期健全化段階（黄信号）回避に向け、平成19年度において、23億4千万円の地方債の繰上償還に伴う調整と投資的経費の縮減による地方債発行の抑制を行っております。

- しかしながら、前回までの財政計画においては、類似団体との乖離の是正として、物件費、補助費等の55億円の削減は盛り込んだものの、具体的削減方を決定しないまま、削減額のみ計上しておりました。今回ローリングする財政計画では、具体的削減項目を積み上げた歳入、歳出全般にわたる「物件費等55億円財源計画」を反映させたこと、また、平成20年度に創設された地方再生対策費を踏まえた地方交付税の推計に変更したことが、今回の財政計画の特徴であります。

- このような取り組みの結果、財政計画における収支は、平成24年度までは、実質的に赤字となりましたが、平成25年度からは黒字に転じ、最終平成27年度には、単年度で7億円程度の黒字を見込むこととなりました。また、平成19年度決算で県下8市のうち最下位となりました25.1%の実質公債費比率も、平成24年度に目標であります18.0%を下回る17.7%となり、前回の財政計画より3年前倒しで改善が見込める状況であります。

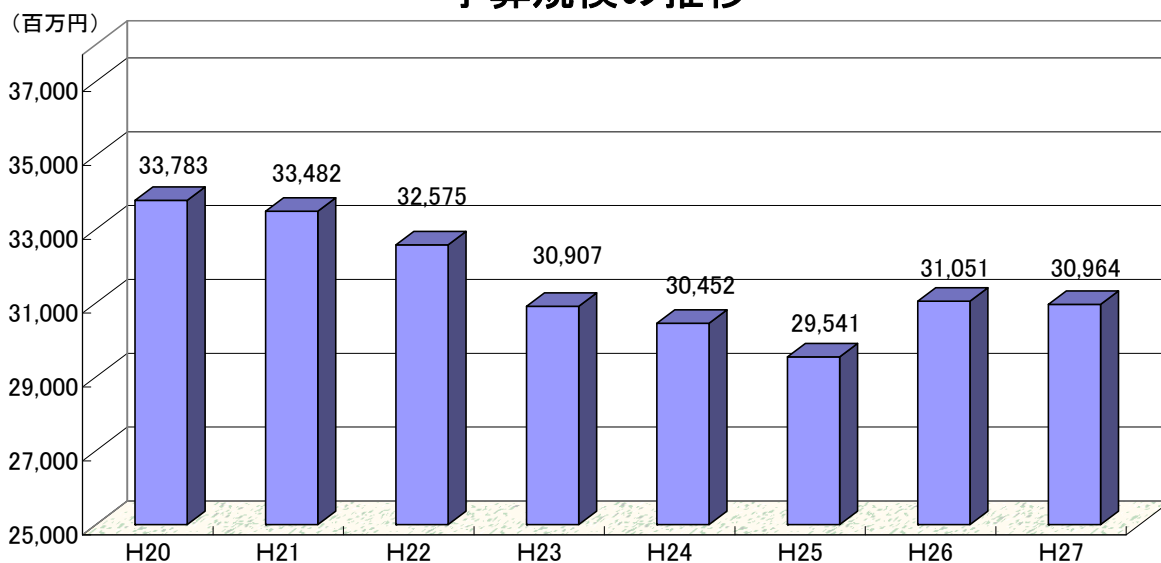
- しかしながら、平成28年度以降は、普通交付税の合併算定替による効果が縮減され、普通交付税が逡減（最終的には△20億円程度）することになります。したがって、更なる行財政改革が必要であり、まさに市町村合併は最大の行財政改革といわざるを得ません。

- このような中で投資的経費は、前回の見直しにより合併前の概ね6割程度の規模と縮減する中であっても、ケーブルテレビ整備事業、浜田医療センター関連事業、学校耐震化事業、雇用促進住宅購入事業等、主要な事業、緊急を要する事業は概ね実施することが可能となっております。

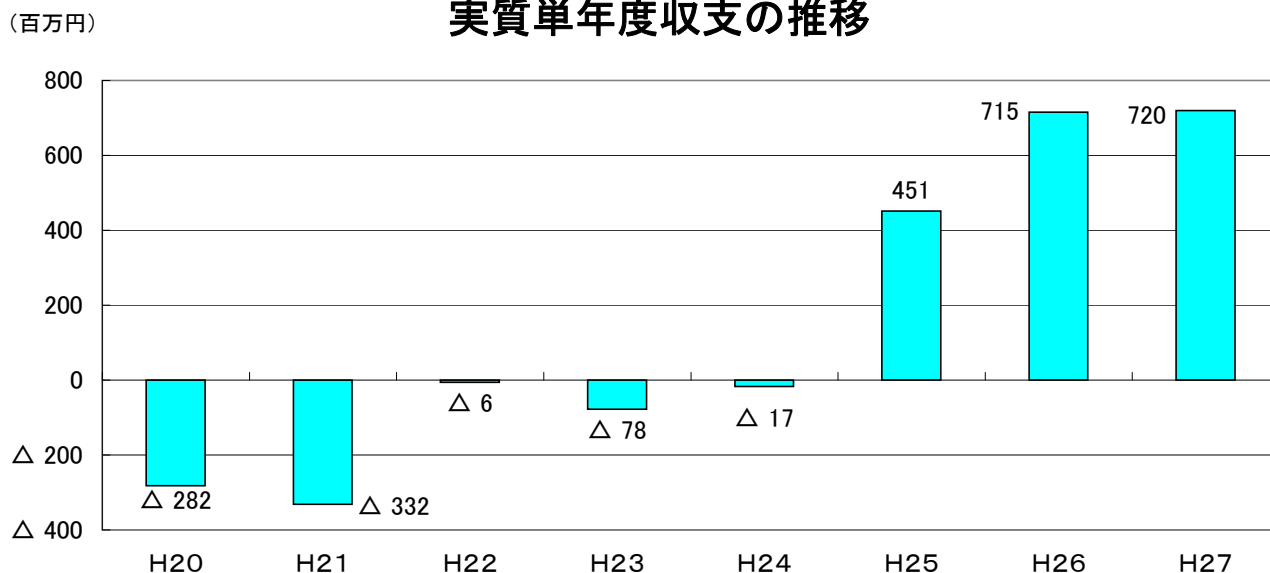
- なお、財政運営の安定に欠かせない財政調整基金及び減債基金については、枯渇の危機は回避することが可能な状況であります。

以上のように、財政収支等は徐々に好転する見通しとなっておりますが、あくまでも「物件費等55億円財源計画」を確実に実行することが前提となっており、また、普通交付税の逡減に対応するための更なる行財政改革が求められております。今後もあらゆる角度から聖域なき見直しを継続することが必要であります。

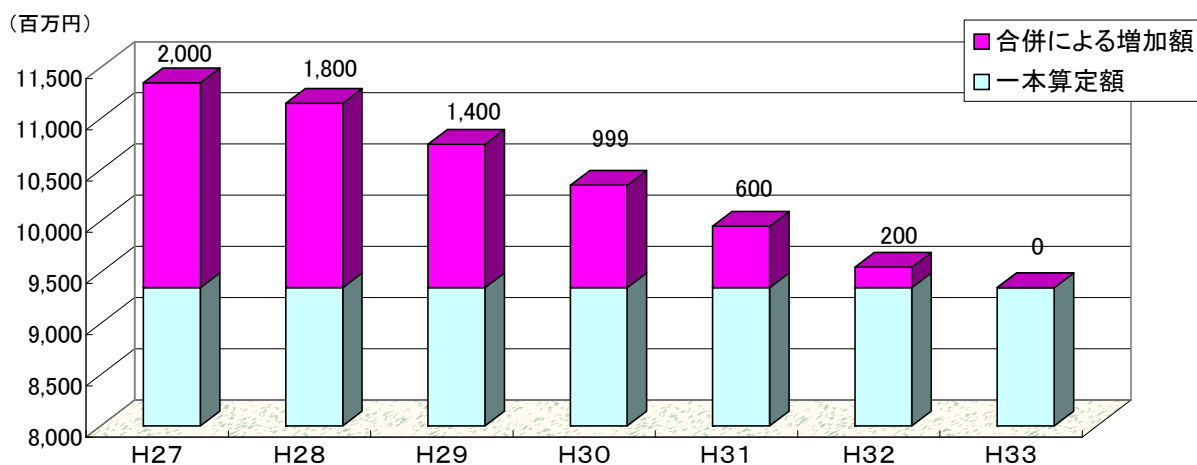
予算規模の推移



実質単年度収支の推移



普通交付税(臨時財政対策債含む)の合併算定替による効果縮減額



6 主要事業

○主要5事業

(単位:百万円)

		事業年度					
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
継続	2,015	457					
	CATV整備事業 2,472						
継続				11	26	2,273	
	シビックコア整備事業 2,310						
継続		10	20	20	32	936	H27年度
	浜田医療センター支援事業 1,018						
継続						878	
	消防救急デジタル無線設置事業 878						
							H26年度 H27年度
継続	174	1,200	800				
	埋立処分地施設建設事業 2,174						

○政策調整枠

(単位:百万円)

		事業年度					
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
継続	210	52	51	29	29	87	
	合併処理浄化槽設置助成事業 458						
継続	169	40	32	26	26	94	
	公有林整備事業 387						
新規		240					
	雇用促進住宅購入事業 240						
継続	25	136	26	1	1		
	新開団地整備事業 189						
継続	73	165	758	497	982		
	学校耐震化事業 2,475						

○自治区梓(浜田)

(単位:百万円)

事業年度						
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
継続	2,824	662				
	 浜田駅北地区整備事業 3,486					
継続			1,168	740		
			 長浜小学校建設事業 1,908			
継続	3	14	70			
	 長沢下府線踏切改良事業 87					

○自治区梓(金城)

(単位:百万円)

事業年度							
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
継続	3	22	42	45	36	20	
	 中山間地域総合整備事業(県営事業負担金) 168						H25年度
継続	1,313	397	176	170	140	520	
	 市道改良事業 2,716						H27年度
継続	15	30					
	 除雪機械購入・保管庫建設 45						

○自治区梓(旭)

(単位:百万円)

事業年度							
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
継続	350	150	200	100	100		
	 市道柏尾谷線改良事業 900						
継続	12	9	21	21	16	2	
	 特定中山間保全整備事業 81						H25年度
継続	13	12	12	12	12	36	
	 棚田等農地保全事業 97						H27年度

○自治区枠(弥栄)

(単位:百万円)

		事業年度					
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
継続		30	30				
		市道災害防除事業 60					
継続	62	40	40	30	30	90	
		市道舗装維持 292					
						H27年度	
継続	55	20	20				
		定住住宅整備事業 95					

○自治区枠(三隅)

(単位:百万円)

		事業年度					
区分	平成20年度以前	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降	
継続	8	13		34			
		スクールバス更新事業 55					
継続	10	190					
		石正美術館増築事業 200					
継続	50	35	50	50	50		
		橋梁維持修繕事業 235					

※ 事業費ベースで記載しています。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに追加した事業を"新規"、前年度策定の計画に予定されていたものは"継続"としています。

7 用語解説



用 語		説 明
あ行		
い	一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行		
か	介護保険	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
	過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （平成12年に改正され、平成21年度までの時限立法）
	合併特例債	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行なう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
	合併算定替	合併年度を含む10ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障するものです。さらにその後5ヶ年度は、この増加額を段階的に縮減します。
	簡易水道事業	給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業のことです。
き	起債制限比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、次の算式による比率の過去3ヶ年度の平均のことです。 $\text{式} = \frac{A - (B + C)}{D - C}$ A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く） B：元利償還金に充てられた特定財源 C：普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の総額 D：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）
	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
	基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。

用 語		説 明																							
く	繰上償還	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。																							
	繰替運用	一般的に歳計現金がマイナス（支払超過）等の場合に、基金を歳計現金に繰り替えて使用（運用）することです。本計画における長期の繰替運用とは、地域振興基金の一般会計への一会計年度を越える資金の運用のことを指します。																							
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																							
け	経常経費	毎年度持続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行なうために必要な一種の固定的経費のことです。																							
	経常収支比率	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																							
	下水道事業	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行ないます。																							
	現給保障	給与制度改革などにより給料が下がる場合の調整措置で、改正後の給料が現在の給料を超えるまでの間、現在給料額を保障するものです。																							
	減債基金	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																							
	健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 市町村の基準 <table border="1" data-bbox="534 1579 1404 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%～15.00% (注1)</td> <td>20.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%～20.00% (注2)</td> <td>30.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00% (注3)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.54% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.54% (注3) 政令市は400.00%		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%～15.00% (注1)	20.00%	—	連結実質赤字比率	16.25%～20.00% (注2)	30.00%	—	実質公債費比率	25.00%	35.00%	—	将来負担比率	350.00% (注3)	—	—	資金不足比率	—	—
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																						
実質赤字比率	11.25%～15.00% (注1)	20.00%	—																						
連結実質赤字比率	16.25%～20.00% (注2)	30.00%	—																						
実質公債費比率	25.00%	35.00%	—																						
将来負担比率	350.00% (注3)	—	—																						
資金不足比率	—	—	20.00%																						
こ	後期高齢者医療	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																							

用語	説明
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
公債費負担適正化計画	実質公債費比率による市債発行許可団体等が、公債費負担の適正な管理を計画的に行なうために策定するものです。 この計画には今後の市債発行等に係る方針、適正管理のための方策、今後の実質公債費比率の見通しについて盛り込むこととされてます。
国民健康保険	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行なう社会保険のことです。
固定資産税	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行なう経費のことです。
さ行	
さ 在職者調整	給与制度などの改正があった場合、新たな制度に移行するまでの調整措置で、給与の逆転防止等（昇給号給数の加算減算）の措置を行ないます。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行なうため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行ないます。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金不足比率	<p>公営企業の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{A}{B}$ <p>A：資金の不足額 法適用企業：流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源のために起こした地方債の現在高－流動資産－解消可能資金不足額 法非適企業：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源のために起こした地方債の現在高－解消可能資金不足額 解消可能資金不足額 事業の性質上、特別の事情により資金の不足額から控除する一定の額</p> <p>B：事業の規模 法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額 法非適企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額</p>

用語	説明
自主裁量財源	浜田市の造語で、基準財政需要額から事業費補正、公債費算入分、水道関係密度補正を除き、基準財政収入額を差し引いた、いわゆる普通交付税の真水部分に、地方税、地方譲与税、各種交付金を加えたものです。
実質赤字比率	<p>形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなどして、実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。</p> <p>一般会計等（普通会計）におけるこの実質赤字が、標準財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。</p> <p>財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{A}{B}$ <p>A：一般会計等の実質赤字額（繰上重要額＋支払繰延額＋事業繰越額） B：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
実質公債費比率	<p>地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借入れに引き続き許可を要することとされています。</p> <p>また、財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$ <p>A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） B：地方債の元利償還金に準ずるもの C：元利償還金、準元利償還金に充てられる特定財源 D：地方債に係る元利償還および準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額 E：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
実質単年度収支	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
償却資産	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等（普通会計）の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。（AからHまでの合計額が将来負担額となります。）</p> <p>財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{(A+B+C+D+E+F+G+H) - (I+J+K)}{L - M}$ <p>A：一般会計等（普通会計）の当該年度の前年度末における地方債残高 B：債務負担行為に基づく支出予定額 C：一般会計等（普通会計）以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等（普通会計）からの繰入見込額 D：一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体の負担見込額</p>

用語		説明
		<p>E：退職手当支給予定額のうち一般会計等（普通会計）の負担見込額</p> <p>F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等（普通会計）の負担見込額</p> <p>G：連結実質赤字額</p> <p>H：一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等（普通会計）の負担見込額</p> <p>I：充当可能基金額（AからHまでの償還額等に充てるできる基金）</p> <p>J：特定財源見込額（特定の歳入見込額）</p> <p>K：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額</p> <p>L：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p> <p>M：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額</p>
	新市建設計画	市町村合併をするにあたり、関係市町村の住民に対して合併後の将来に関するビジョンを示し、これにより市町村合併の是非を判断するための、いわば市町村合併によって新しく誕生する新市のマスタープランの役割を果たすものです。
	人件費	職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費のことです。
た行		
た	段階補正	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値の補正の一種で、測定単位の数値の増減に応じて、単位当たり費用が割安または割高となる事情を反映させるためのものです。
ち	地域振興基金	合併市町村が、それぞれにおいて取り組んできた個性あるまちづくりを継承し、これを推進することを目的として設置された基金です。
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	<p>自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立）</p> <p>平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。</p>
	地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合とされ、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
	地方再生対策費	地方税の偏在是正による財源を活用し、都市と地方の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行なう活性化施策に必要な経費を包括的に算定するため、平成20年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の新たな算定項目のことです。市町村、特に財政の厳しい地域に重点配分されます。

用 語		説 明
	地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方道路譲与税、自動車重量譲与税等があります。
	地方特例交付金	恒久的な地方税の減税に伴う減収の一部を補てんする減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置、住宅借入金等税額控除による地方税の減収補てん及び児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため国から交付される交付金のことです。地方特例交付金と特別交付金とがあります。
つ	積立金	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。
	道路特定財源	「受益者負担」という考え方に基づき、自動車利用者が、燃料の消費、自動車の取得・保有などの利用に応じて、道路整備のために負担する税のことです。国税では、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税などがあり、地方税では、軽油取引税、自動車取得税などがあります。
	特定施設入居者生活介護	特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム等のことを指し、これら特定施設において、指定基準を満たすことにより、入居する要介護者に対して、介護サービス計画に基づいて行なわれる入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上または療養上の世話、機能訓練を指します。
	特定目的基金	特定の目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことです。
	特別交付税	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。
	特別養護老人ホーム	65歳以上であって、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難である者、または、介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者などを入所させ、養護することを目的とする施設のことです。
	土地開発公社	公共用地などの取得、管理、処分などを行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として設立された特別法人です。
な行		
の	農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と農村の生活環境の改善を図り、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設を整備する事業です。
は行		
ひ	標準財政規模	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。

用 語		説 明
	普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分の事です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計が対象となります。
	普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費の事です。
	普通交付税	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
	物件費	賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
ハ	辺地対策事業債	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんぴな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ	包括算定経費	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行なう「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費の事です。
	補助費等	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
ま行		
ま	まちづくり振興基金	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金の事です。
や行		
よ	養護老人ホーム	主に経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設の事です。
ら行		
り	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る	類似団体	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分の事です。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。

用 語		説 明
れ	連結実質赤字比率	<p>一般会計等（普通会計）において、翌年度収入の繰上げをしているなどの実質的な赤字状態が実質赤字であり、さらに、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計など、市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。連結実質赤字の標準財政規模に対する割合を示す比率です。財政健全化法の健全化判断比率の一つです。</p> $\text{式} = \frac{A}{B}$ <p>A：連結実質赤字額（全ての会計の実質赤字の合計額） B：標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）</p>
ろ	老人保健	<p>老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、老人福祉の増進を図ることを目的としています。</p>
	ローリング	<p>計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行なうことです。</p>



< 参考 >

浜田市行財政改革の取組状況（財政面から、平成18年度以降）

平成18年度～平成19年度

[試算] 行財政改革の効果について(主要な取組み、金額換算)

(単位:千円)

項目	平成18年度	平成19年度	備考
定員管理の適正化			・職員退職に伴う欠員不補充
平成18年当初(対前年比) △16名	60,000	60,000	(一般行政; 1/3採用、現業職; 不採用)
平成19年当初(対前年比) △27名		177,000	・勧奨退職の実施
給与制度及び給与水準の見直し			・地域給料表導入(平均△4.8) H18.4月
給与制度改正等による金額効果	260,000	260,000	・合併給与在職者調整、昇給1号抑制(H19.1月)
旅費日当の減額		4,000	・平成19年4月～、日帰300km以上に限定
ラスパルス指数(一般行政職; %)	97.3%	95.3%	・給与抜本改正の前倒し実施(H19.1月)
特別職の期末加算割合の減額			
改正前 40/100⇒改正後 15/100		4,000	平成19年4月～
期末手当の支給月数の減			
改正前 3.0月⇒H19_2.9月、H20_2.8月		32,000	
保育所・幼稚園の民営化			・平成19年4月から旭自治区内の2保育所休止、 市木・今市の2所体制に
幼稚園担任教頭制導入 H18美川	1,200	1,200	
H19周布		1,200	・認定子ども園の活用等を検討
指定管理者制度の積極的な推進			
平成18年当初導入 51施設	30,000	30,000	
平成19年当初導入 60施設		13,000	
シーリングの実施			・一般経費におけるシーリングの実施
平成18年度当初(対前年比) △7%	804,118	804,118	・H20年当初(対前年比)△3.1%、△134,137千円
平成19年度当初(対前年比) △5%		241,320	
自主財源の確保			
可燃ごみ投入手数料の改定		22,166	・平成19年4月実施
遊休資産を臨時駐車場として貸付等	21,468	21,500	・貸付料収入
基金の効率的運用	3,998	2,575	
平成18年度効果額計	1,180,784	1,180,784	2,361,568 千円
平成19年度効果額計		518,761	518,761 千円
累積額	1,180,784	1,699,545	2,880,329 千円

※網掛けセルは効果発生時点を示し、効果が継続する場合には次年度以降にも効果を計上しています。

※金額換算は試算、理論値を含みます。

[試算] 主要な行革効果の累積額 (平成18年度～平成19年度) **約29億円**

※その他の主な取組み (以下の効果は「定員管理」・「シーリングの実施」等の効果に含まれています。)

項目	平成18年度	平成19年度	備考
ごみ収集業務の民間委託			※民間委託に伴う経費(委託料等)を差引いた効果
平成18年度 資源ごみ(缶、古紙、びん)	36,797	36,797	・収集車3台、職員9.5人削減
平成19年度 不燃、ペットプラ		65,599	・職員10人削減
水道事業の経営健全化			※民間委託に伴う経費(委託料等)を差引いた効果
民間委託の推進等		14,291	・H18.6月策定「上水道経営改善計画」に基づく 業務の見直しにより職員△2名
各種補助金の見直し			・行政が事務局を務める団体への補助金5%カット
平成19年度当初(対前年比) △5%		2,774	・H20当初、運営費補助金(△8.8%、△30,054千円)